

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7年 7月 1日 至 令和 8年 6月 30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 川端医院

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
 ☒ その他

③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県近江八幡市西本郷町東6番地7

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成27年 9月 9日

(4) 設立登記年月日 平成27年 9月16日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	川端 悠暉	
理 事	川端 享子	
理 事	牧 梨紗子	
理 事	中村 高秋	診療所管理者
監 事	大野 成年	

注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医 療 法 人 川端医院	2510401512	滋賀県近江八幡市西 本郷町東 6 番地 7	0 床

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

なし

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 8 月 1 8 日 令和 6 年度の決算の決定

令和 8 年 6 月 2 4 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人川端医院
所在地 滋賀県近江八幡市西本郷町東6番地7

※医療法人整理番号 00464

財 産 目 録
(令和8年6月30日現在)

1. 資 産 額	46,109 千円
2. 負 債 額	6,543 千円
3. 純 資 産 額	39,566 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		29,956
B 固 定 資 産		16,153
C 資 産 合 計 (A + B)		46,109
D 負 債 合 計		6,543
E 純 資 産 (C - D)		39,566

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(	☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借)	)
建 物	(	☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借)	)

様式3-2（診療所のみを開設する法人）

法人名 医療法人川端医院
所在地 滋賀県近江八幡市西本郷町東6番地7

※医療法人整理番号 00464

貸借対照表
(令和8年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	29,956	I 流 動 負 債	5,166
II 固 定 資 産	16,153	II 固 定 負 債	1,377
1 有 形 固 定 資 産	9,856	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	271	負 債 合 計	6,543
3 そ の 他 の 資 産	6,026	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	13,000
		II 積 立 金	26,566
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	39,566
資 産 合 計	46,109	負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,109

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2（診療所のみを開設する法人）

法人名	医療法人川端医院	※医療法人整理番号	0	0	4	6	4
所在地	滋賀県近江八幡市西本郷町東6番地7						

損 益 計 算 書
（自 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	95,705
2 事業費用	88,935
本来業務事業利益	6,770
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	6,770
II 事業外収益	377
III 事業外費用	0
経常利益	7,147
IV 特別利益	635
V 特別損失	0
税引前当期純利益	7,782
法人税等	1,458
当期純利益	6,324

（注） 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 川端医院

理事長 川端 悠暉 殿

私（注1）は、医療法人川端医院の令和7年会計年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

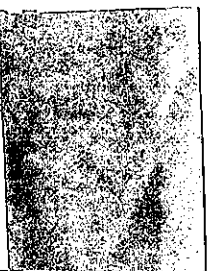
監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 8月 23日

医療法人 川端医院

監事 大野 成年



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。